

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月9日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

### 香川県人事委員会規則第1号

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成14年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 1～16 略 <u>17 一般財団法人自治体国際化協会</u> <u>18～22</u> 略	別表第1（第2条関係） 1～16 略  17～21 略
別表第2（第2条関係） 1～8 略 9 <u>社会福祉法人玉社会</u> 10～12 略	別表第2（第2条関係） 1～8 略 9 <u>社会福祉法人清水園</u> 10～12 略

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。